

# 新型コロナウイルス感染症出席停止基準について

「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快してから 1 日を経過するまで」

- ① 医師の診察等により陽性が確定した場合のみ出席停止（自己検査陽性のみは不可）
- ② 最短でも症状が出てから 6 日は登校不可
- ③ 医療機関の検査で陰性だったが、医師から登校を控えるよう指示があった場合は出席停止



※「発症」というのは、病院を受診した日ではなく、症状（発熱など）が始まった日です。病院を受診した際に、今までの経過を説明し、発症日を確認してください。

## たとえば発症後 3 日目に症状が軽快した場合

発症 0 日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜
発症	陽性判明		症状軽快	症状軽快 1 日目	発症して 5 日 + 1 日たっていないので 登校不可	登校可能

## たとえば発症後 5 日目に症状が軽快した場合

0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜
発症	陽性判明				症状軽快	症状軽快 1 日目	登校可能

### < 病院へ行ったら・・・ >

1. 発症日がいつかを確認する
2. いつから学校に行ってもいいかを確認する（特に指示が無い場合は、上の図を参考）
3. 学校に、新型コロナウイルス感染症だったことを連絡し（048-725-3725）  
受診した病院などの詳細を担任に報告する。
4. 登校が可能になったら、病院の領収証か薬の説明書（コピー可）を学校に提出する。